

社会保障・税一体改革とその課題

——消費税に関する4つの論点——



中央大学法科大学院教授 森信茂樹

はしがき 本稿は、平成24年2月21日開催の地方税研究会における、中央大学法科大学院教授 森信茂樹氏の『社会保障・税一体改革とその課題——消費税に関する4つの論点』と題する講演内容をとりまとめたものであり、東京財団論考「消費税をめぐる5つの論点」(<http://www.tkfd.or.jp/topics/detail.php?id=320>)をベースにしている。

本年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革」については、様々な論点は残されているものの、わが国最大の課題と言える財政再建に向けての貴重な第一歩として評価できます。戦後抜本的税制改革と称されるものが2度ほど行われましたが、いずれも税収中立であったことを考えますと、今回のネット増税型の抜本的税制改革は、それだけ国民生活に与える影響も重いといえます。それだけに、今後の法案の提出、成立までには、様々な異論が予想されますが、以下では、4つの論点を取り上げて、考え方を述べてみたいと思います。

第1の論点

経済成長をすれば、増税は必要ない

これは、最も多く見受けられる議論です。具

体的には、「500兆円のGDPが名目4%成長して、その際40兆円の税収が12%（5兆円弱）伸びる」というような議論が行われています。

税収を試算する場合、税収の伸び率と名目成長率の比である税収弾性値を使うことが多いのですが、この試算では税収弾性値が3（ $12 \div 4$ ）という前提を置いていることになります。しかし、80年代、90年代のわが国の平均的弾性値の実績を見てみますと、1.2から1.3となっています。また2000年代は、経済がマイナス成長なので、弾性値の意味はありません。

このことから、弾性値が3になるということは、バブル期の一時的な現象としては起こりうるとしても、継続的にわが国経済に起きることは考えられず、この議論は前提が誤っていると言わざるを得ません。

より大きな問題は、経済成長が起きても、すぐには財政バランスは回復しないということです。たとえば名目成長率が4%になった場合、金利もそれに近い水準になる可能性が高く、国債費の大幅な増加と言う形で、国の歳出も増加します。さらに、消費者物価も上昇するので、物価連動となっている社会保障費などの歳出増も必要となります。つまり、経済成長が始まれば、歳入増は見込まれるものの、あわせて歳出も増加するので、財政再建に寄与する度合いは限定的であるということです。

さらに重要な点は、金利が上昇すれば、金融

機関の抱える大量の国債に含み損が生じるので、貸し渋りを通じて、中小企業の倒産や経済混乱をもたらす可能性があるということです。

「経済成長すれば財政再建ができる」という経済理論(?)は、レーガン政権1期の時、いわゆるラフファーカブとして主張されましたが、結局赤字を拡大させただけに終わったことから、後年「ブドゥーエコノミクス(呪術経済学)」と馬鹿にされた経済理論です。わが国でも、まともな経済学者でこの論を唱える人は少なくなりました。

誤解なきよう付け加えれば、規制緩和などにより、民間の資本や知恵・ノウハウを、医療、介護、農業などの分野に投入し、成長を進めていく必要があることは論を俟ちません。政府は経済成長の加速と税負担の増加策、歳出削減を3つの柱として進めていく必要があります。

危険なのは、日銀の国債引き受けのように、歯止めの利かない金融政策により、無理やり経済成長率を4%、5%に持っていくという政策で、副作用のほうが大きいので行うべきではありません。

また、相続税を大幅に強化して、消費税に代替すべきとの論もありますが、キャッシュフローのないところへの大衆課税は現実的な議論ではありません。

第2の論点

現在の経済状況の下で消費税率を 引き上げたら経済は破綻する

消費税というのは、物価の上昇を通じて、取引の相手方に負担を求める税です。そこで、経済がデフレで相手方に価格転嫁できない時には、事業者は生産性の向上によってその分を吸収するか、自らのマージンを削るか、どちらかということになります。後者の場合には、利潤が縮小するので、事業者には大変困難な状況が生じます。そこで、消費税引き上げのタイミングとしては、価格転嫁の容易なデフレ経済から脱却

したタイミングが相応しい、ということになります。

大綱では、経済への配慮として、以下のような「弾力条項」を記しています。「消費税率引上げ実施前に経済状況の好転について、名目・実質成長率、物価動向など、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げの停止を含め所要の措置を講ずるものとする」と。

わが国経済はデフレを脱却しつつあります。しかし、生産労働人口が年率1%程度減少する中では、4%や5%の名目成長率などは当分考えられないでしょう。また、そうなれば第1の論点で述べたような問題が生じます。

そこで、リーマンショック並みの経済変動が生じればともかく、名目経済成長が少々低くても、経済が回復に向かいつつある限り、消費税率の引き上げを進めていくべきです。また、その条件を数値化すると、判断が硬直的になるおそれがあります。

この議論の背景には、97年4月の消費税率引き上げの経済に与える影響をどう考えるかという判断があります。この点については、消費税率引き上げの経済への悪影響は、基本的には97年7-9月期にほぼ調整された、その後生じた国内金融危機、アジア金融危機がわが国経済への混乱をもたらした、という経済学者の実証研究があります。

もう一つ重要な点は、消費税率の引き上げにより、社会保障財源が確保されることで国民に安心効果(「非ケインズ効果」の裏返し)が生じるということ、これが中期的にわが国経済にプラスの影響を与えるという観点です。

この実例として、スウェーデンの例があります。1990年代初頭のバブル経済崩壊により、GDP比12%という大幅な財政赤字に陥ったスウェーデン政府は、景気回復のための大減税を93年に行いました。ところが、国民の多くは、「今日の減税は、明日の悪いニュース」と受け取り、政権は選挙で議席を失いました。新しい

社会党政権が財政再建にコミットする政策に転換し、経済回復が始まり、経済成長と財政再建の両立が可能となったといえます。(富田俊基氏の「日本国債の研究」参照)。

今わが国には、「非ケインズ効果」が生じ、とりわけ若年層の消費が落ち込んでいます。若者は財政赤字からくる将来の社会保障に安心できず、あるいは増税を予感して財布のひもを締めるので、経済が落ち込むという現象です。

わが国で、90年代に、大量の国債を発行して減税や公共事業の追加を行ったにもかかわらず景気回復しなかった原因の一つが、国民が将来の国債の償還や利払いに不安を感じ、近い将来増税があるのではないかと考え始め、所得の増えた分を追加的な消費に振り向けず、貯蓄に回した結果であるという実証研究もあります。

このような状況の下で、政権が、財政再建に向けての政権の強いコミットメントをすると、民間経済主体の経済政策に対する信認は回復し、将来不安が解消され、消費をはじめとした経済活動は活発化します。スウェーデンやイタリアで実例があります。

これは「増税すれば経済が良くなる」ということを言っているわけではありません。増税と併せて、国民の安心できる社会保障制度の整備や無駄な歳出削減を行うことによって、国民が財政再建に納得すれば、安心効果が期待できるので、経済に与える悪影響はその分緩和されるということです。

第3の論点

中小企業が転嫁できやすいように「総額表示」にすべきではないか

転嫁の問題は、価格表示の問題と関連付けて議論されることが多いです。平成16(2004)年4月1日以後、法律改正により消費者への価格表示について、「外税表示」(税抜き価格表示)から「総額表示」、つまり消費税額を含む価格の表示を事業者に義務付けるよう改正が行われ

ました。これは、「税抜価格表示」ではレジで請求されるまで最終的にいくら支払えばいいのか分かりにくいので、消費者が値札等を見れば「消費税相当額を含む支払総額」が一目で分かるようにするためと説明されています。

「消費者」とっては、総額表示はわかりやすく便利です。しかし「事業者」の中には、総額表示の義務付けの結果、消費税を転嫁しにくくなったという声があるのも事実です。

この問題を考えるには、消費税と価格の問題を整理する必要があります。そもそも自由経済の下では、価格は需要と供給によって決まるのであって、コストによって決まるわけではありません。為替レートや国際市況の変化によって、日々原油価格などが変化していますが、事業者はそれに応じて製品価格の値段を日々変えているわけではありません。

このように価格が市場メカニズムで決まっていこうということであれば、消費税率の引き上げがあっても、その分だけは「絶対に」引き上げなければならないと考える必要はないわけです。ましてや表示まで問題にすることは行きすぎのような気がします。

かつてフランスの税制当局と議論した際の話を紹介したいと思います。フランスでは、価格表示は総額表示一本です。消費税率の引き上げは、様々なコスト変化のワンオブゼムと捉えられています。

近い将来、消費税率が引き上げられることになると、商店は、価格転嫁のしやすい売れ筋商品から、タイミングを計って値段を引き上げて転嫁していくそうです。全体として、消費税率分を転嫁できていればよいので、何も価格改定のタイミングを税率引き上げ時に合わせる必要はありません。消費税がコストのひとつとして物価に溶け込んでいるので、「益税」という言葉は存在しません。

このように、価格表示の問題は、事業者が消費税率の引き上げを様々なコスト変動の一つと認識するか、絶対転嫁しなければならない特別

のコストと捉えるかという「意識の問題」と言えるでしょう。また、消費税の定着のためには、欧州型の価格意識に変わることが必要になると言えるでしょう。

第4の論点

消費税を輸出企業に還付するのは、大企業優遇税制だ

国内で生産されたモノを外国に輸出する場合には、免税となるので、輸出代金には消費税はかかりません。逆に、仕入れにかかった消費税分は、輸出者に還付されることとなります。輸出企業には大企業が多いので、このような税制の仕組みは大企業優遇ではないか、と問題にされることがあります。

国境を越える取引に付加価値税（消費税）をどのように課税するかについては、生産地で課税すべきという考え方と、消費地（仕向け地）で課税すべきという2つの考え方があります。それぞれメリット、デメリットがありますが、消費税を初めて導入したEUは、自国の競争条件を勘案して、国境を越えた取引には、生産地ではなく消費地で課税する、という消費地課税原則を共通ルールとしています。EUと同様の消費税を導入しているわが国としては、その共通ルールを採用せざるを得ません。したがってわが国から輸出する場合には、消費税はわが国では課税されず、わが国へ輸入される場合には輸入時に課税することとなります。

具体例として、輸出企業A社が、取引先B社から80（税抜き価格）で部品を購入し、自ら製品に仕上げて100で売るという場合を考えてみましょう（その他のコストは捨象する）。

国内取引の場合には、A社は、売上にかかる消費税額から仕入れにかかる消費税額を控除（仕入れ税額控除）して、税務署に消費税を納めます。つまり、 $100 \times 5\% = 5$ から、 $80 \times 5\% = 4$ の消費税を控除し、 $5 - 4 = 1$ を納税します。

輸出取引の場合には、100にかかる消費税額は免税（ゼロ税率）となるので、5の課税がなくなり（免除される）、A社は、仕入れにかかった4の消費税還付を受け取ることとなります。

では、輸出企業は還付分だけ得をしたのでしょうか。そうではありません。A社はすでに仕入れ先であるB社に4の消費税分を代金の一部として負担しており（B社は80に対して5%の消費税が課税されるので、A社に84の代金を請求し、それに応じて支払っている。）、そこで、A社が還付を受ける4は、B社に払った4が戻ってくるだけで、プラスマイナスゼロになります。B社も、自らの付加価値にかかる分はA社に価格転嫁しているので、負担はありません。

免税となる5という消費税額は、A社の生み出した付加価値20（ $100 - 80$ ）にかかる消費税（ $1 = 20 \times 5\%$ ）に加えて、仕入れ先であるB社や、その前段階の業者（たとえば原料・材料を供給した者）が作り出した付加価値（利益）である80にかかる消費税（ $4 = 80 \times 5\%$ ）を加えたものです。この5の課税を免除することにより、輸出企業は消費税抜きの価格で輸出価格を設定することができ、輸出先の国の消費者に日本の消費税負担が及ばないようにしているのです。

言い換えると、輸出企業は、輸出の際に、仕入れ代金としてすでに支払った（負担した）消費税分（4）を還付してもらい、自らの付加価値に対する消費税分（1）は納税しなくてよいので、輸出価格に5を上乗せして回収しなくてよい（日本の消費税を転嫁しなくてよい）という話です。このように、輸出企業が得をしているわけではありません。

実はこのような仕向け地課税は、国際競争力に悪影響を与えないという意味において、消費税が経済に与える影響として優れている点であります。今後消費税率を引き上げていく必要性は継続しますが、その場合でも国際競争力と言

う観点からは、中立であると言えるでしょう。

* * *

その他にも消費税をめぐる論点は多くあるの

ですが、ここでは上述の4点だけを取り上げました。今後も消費税をめぐる様々な論点を取り上げられるでしょうが、冷静で科学的な議論をしていく必要があります。

